



2025 年 6 月 23 日

各 位

会社名 株式会社 LIXIL
代表者名 代表執行役社長 兼 CEO 瀬戸 欣哉
(コード番号 5938 東証プライム市場・名証プレミアム市場)
問合せ先 常務役員 IR 室 室長 川合 綾
(TEL. 050-1790-5041)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 9 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 24,592 株
(3) 発行価額	1 株につき 1,627 円
(4) 発行価額の総額	40,011,184 円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※1） 8 名 24,592 株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づき臨時報告書を提出しております。

（※1）社外取締役を含み、執行役を兼務する取締役を除きます。

2. 発行の目的及び理由

当社は、取締役に対して、在任期間にわたり株主の皆様との利害共有を深めること及び中長期的な企業価値向上に勤しむことを促すために、2025 年 2 月 17 日開催の報酬委員会の決議に基づき、2025 年定時株主総会開催日より、ファントムストック制度に代わり、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度の実施にあたり、2025 年 6 月 19 日開催の報酬委員会において、当社の取締役（社外取締役を含み、執行役を兼務する取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する 2025 年定時株主総会から 2026 年定時株主総会の期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役 8 名（以下、「割当対象者」という。）に対して、金銭報酬債権合計 40,011,184 円を支給することについて決議いたしました。

そして、当社は本日開催の取締役会において、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって当社に給付することにより、特定譲渡制限付株式として、本新株発行により当社普通株式 24,592 株を割当対象者に対して割り当てることを決議いたしました。

なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社の報酬基本方針に則り、各割当対象者の職責等の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権

は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下3の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給することとしております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）は、2025年7月9日から②に従って譲渡制限が解除されるまでの期間であります。本譲渡制限期間中、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限の解除

割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当社の取締役の地位から退任した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の前日までに当社の取締役の地位から退任した場合には、就任日の属する月から割当対象者が当社の取締役の地位から退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、割当対象者が当社の取締役の地位から退任した時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、当社の取締役の地位から退任した場合において、上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。その他、禁固以上の刑に処せられることが確定した場合等においても、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

④ 組織再編等における取扱い

本割当株式につき本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会とする。）で承認された場合には、報酬委員会決議により、就任日の属する月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。この場合には、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当社は当然に無償で取得するものといたします。

⑤ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価格については、恣意性を排除するため、就任日の前日から遡って 30 営業日における各日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値 1,627 円（小数点が発生した場合は、小数点第 1 位を整数に切り上げる。）としております。

なお、上記単純平均値について取締役会が取締役に特に有利な金額となる懸念があると判断した場合には、取締役会が新株発行を決議する日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値とすることを取締役・執行役報酬規則に定めておりますが、本新株発行においては当該懸念がないことを確認いたしました。

以上